公立大学法人宮崎公立大学情報システム運用基本規程

平成２０年４月１日
規程第９８号

第１条　公立大学法人宮崎公立大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用については、公立大学法人宮崎公立大学情報システム運用基本規程（以下「運用基本規程」という。）の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　運用基本規程は、本学情報システムを運用・管理・利用するすべての者に適用する。

（定義）

第３条　運用基本規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

ア　本学により、所有又は管理されているもの

イ　本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

（２）情報ネットワーク

情報ネットワークには次のものを含む。

ア　本学により、所有又は管理されている全ての情報ネットワーク

イ　本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク

（３）情報

情報には次のものを含む。

ア　情報システム内部に記録された情報

イ　情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ　情報システムに関係がある書面に記載された情報

エ　(1)～(2)の情報を印刷した紙

（４）事務情報システム

本学情報システムのうち、事務処理に供され、事務局が運用責任を持つ情報システムをいう。

（５）ポリシー

本学が定める「情報システム運用基本方針」及び「運用基本規程」をいう。

（６）実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程及び、基準、計画をいう。

（７）手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインを指す。

（８）教職員等

本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）その他、部局総括責任者が認

めた者をいう。

（9）学生等

本学通則に定める学部学生、その他、部局総括責任者が認めた者をいう。

（１０）利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。

（１１）臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。

（１２）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（１３）電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

（１４）インシデント

情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、本学規程または法律に反する事故あるいは事件をいう。

（１５）明示等

情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

（全学総括責任者）

第４条　本学情報システムの運用に責任を持つ者として、本学に全学総括責任者を置く。全学総括責任者は、理事長をもって充てる。

２　全学総括責任者は、ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。

３　全学総括責任者は、全学向け教育及び管理運営部局の部局技術担当者向け教育を統括する。

４　全学総括責任者に事故があるときは、全学総括責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

５　全学総括責任者は、原則として、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した者を大学の情報セキュリティアドバイザーとして置く。

（全学情報システム運用委員会）

第５条　本学情報システムの円滑な運用のための最終決定機関として、本学に全学情報システム運用委員会を置く。全学情報システム運用委員会は、教育研究審議会をもって充てる。

２　全学情報システム運用委員会は以下を実施する。

（１）ポリシー及び全学向け教育の実施ガイドラインの改廃

（２）情報システムの運用と利用及び教育に係る規程及び手順の制定及び改廃

（３）情報システムの運用と利用に関する教育の計画の制定及び改廃、並びにその計画の実施状況の把握

（４）情報システム運用リスク管理規程の制定及び改廃、並びにその実施状況の把握

（５）情報セキュリティ監査規程の制定及び改廃、並びにその実施
（６）情報システム非常時行動計画の制定及び改廃、並びにその実施
（７）インシデントの再発防止策の検討及び実施

（全学情報システム運用委員会の構成員）
第６条　全学情報システム運用委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。
（１）全学実施責任者
（２）部局総括責任者
（３）その他全学総括責任者が必要と認める者

（全学情報システム運用委員会の委員長）
第７条　全学情報システム運用委員会の委員長は、全学実施責任者をもって充てる。
２　委員長は、会務を総理する。

（全学実施責任者）
第８条　本学に全学実施責任者を置く。全学実施責任者は、学長をもって充てる。
２　全学実施責任者は、全学総括責任者の指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の実施を行う。
３　全学実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。
４　全学実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

（情報セキュリティ監査責任者）
第９条　全学総括責任者は、情報セキュリティ監査責任者を置く。情報セキュリティ監査責任者は、理事（外部）をもって充てる。
２　情報セキュリティ監査責任者は、全学総括責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。

（管理運営部局）
第１０条　本学に情報システムの管理運営部局を置く。管理運営部局は、企画総務課をもって充てる。

（管理運営部局が行う事務）
第１１条　管理運営部局は、全学実施責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。
（１）全学情報システム運用委員会の運営に関する事務
（２）本学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ
（３）講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
（４）本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

（部局総括責任者）
第１２条　部局に部局総括責任者を置く。部局総括責任者は、人文学部は学部長を、事務局は事務局長をもって充てる。
２　部局総括責任者は、部局における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。

（部局情報システム運用委員会）
第１３条　部局に部局情報システム運用委員会を置く。
２　部局情報システム運用委員会は以下の各号に掲げる事項を実施する。
（１）部局におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底
（２）部局におけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施
（３）部局におけるインシデントの再発防止策の策定及び実施
（４）部局における部局技術担当者向け教育の計画と企画

（部局情報システム運用委員会の構成員）
第１４条　部局情報システム運用委員会は、委員長及び次の各号に掲げる者を委員として組織する。
（１）部局技術責任者
（２）その他部局総括責任者が必要と認める者

（部局情報システム運用委員会の委員長）
第１５条　部局情報システム運用委員会の委員長は、部局技術責任者をもって充てる。

（部局技術責任者）
第１６条　部局に部局技術責任者を置く。人文学部は学部長が指名し、事務局は企画総務課長をもって充てる。
２ 部局技術責任者は、部局情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。
３　部局技術責任者は、部局技術担当者に対して、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

（部局技術担当者）
第１７条　部局技術責任者は、複数の技術担当者を任命して実務を担当させることができる。技術担当者は部局技術責任者が指名する。
２ 技術担当者は、技術責任者の指示により、部局の情報システムの運用の技術的実務を担当し、利用者への教育を補佐する。

（役割の分離）
第１８条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を同じ者が兼務しないこととする。
（１）承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者
（２）監査を受ける者とその監査を実施する者

（情報の格付け）

第１９条　全学情報システム運用委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備すること。

（本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止）

第２０条　全学総括責任者は、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

２　本学情報システムを運用・管理・利用する者は、原則として、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

（情報システム運用の外部委託管理）

第２１条　全学総括責任者は、本学情報システムの運用業務のすべてまたはその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

（情報セキュリティ監査）

第２２条　情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。情報セキュリティ監査に際しては、別途定める情報セキュリティ監査規程に従う。

（見直し）

第２３条　ポリシー、実施規程及び手順を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

２　本学情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行前に開始した中期目標に係る年度計画については、改正後の第５条第３号の規定にかかわらず、なお従前の例による。